

## 第48号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和7年3月7日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

建築物に関する確認申請手数料の額等を改定するとともに、建築基準法等の改正に伴い規定を整備する必要がある。

## 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の84の2の項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下」を「審査又は建築物の計画（同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらを」に改め、同表86の項中「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表87の項中「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表88の項中「9,900円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「とき 15,000円」を「とき 23,000円」に、「21,000円」を「29,000円」に改め、同表91の2の項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表91の4の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表91の5の項中

「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「同条第19項」を「同条第28項」に、「9,900円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「とき 15,000円」を「とき 23,000円」に、「21,000円」を「29,000円」に改め、同表91の6の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表91の7の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表91の8の項中「第18条第24項第1号又は第2号」を「第18条第38項第1号又は第2号」に改め、同表125の3の項及び125の4の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表125の5の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表128の3の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表128の4の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

事務	名称及び額			徴収時期
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の法律第84条第54条第1項の規定した額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額） の手数料を加えた額			認定申請のとき
	(1) 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）	ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	イ ア (7) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1	

が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

号。以下「省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円
	(4) 非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メー	31,600円

			トル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
(2) (1)以外の 場合	ア	一 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
			仕様・計算併用法（住宅部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下この表及び別表第4において「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の同項第1号イの一次エネルギー	30,100円

		ギー消費量（以下この表及び別表第4において「一次エネルギー消費量」という。）を省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を同号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び2の項並びに別表第4の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円
		標準計算法（省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び2の項並びに別表第4の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
イ ア 以外 の建 築物	(7) 住 宅部 分	誘導仕様基準による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000	183,000円

	平方メートル以上のもの	
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,		135,000円

		000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。2の項並びに別表第4の4の項及	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000	276,000円

び5の項において同じ。)による場合	平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。2の項並びに別表第4の4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
	当該部分の床面積	758,000円

					の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円	
2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合には、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表91の3の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）					変更認定申請のとき
		(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア	一戸建て住宅		4,100円	
			イ	(7) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
			ア	以外	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円	
			イ	の建築物	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	

		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円
	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メ	104,000円

			メートル未満のもの			
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円		
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円		
(2) (1)以外の 場合	ア 一 戸建 て住 宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円		
	イ ア 以外 の建	(ア) 住 宅部 分	誘導仕様基準による 場合	仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
	イ ア 以外 の建	(ア) 住 宅部 分	誘導仕様基準による 場合	標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円		

建築物		もの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方	213,000円

		メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円

もの		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円	
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円	
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円	
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,	234,000円

				000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が1である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の1の項(1)のア若しくは(2)のア又は2の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。

別表第4（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期
----	-------	------

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査（特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料			確認申請又は計画通知のとき
	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額（建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通し、熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1) 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円	
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円	
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円	
	(2) 一戸建て住宅以外の住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円	
	当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円		
	当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円		

				ル以内のもの		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円	
				当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円	
				当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円	
				当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円	
				当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円	
2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				計画提出又は計画通知のと
	(1) 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅			5,800円	
		イ ア (ア) 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	き
		以外		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	
		の建築物				

ルギー消費性能適合性判定		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円
	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メー	94,300円

			トル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一 戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
		仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第1	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
			当該住宅の床面積	33,200円

		0条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。)による場合	の合計が200平方メートル以上のもの	
		標準計算法（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
イ ア 以外 の建 築物	(7) 住 宅部 分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000	183,000円

	平方メートル以上のもの	
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,	135,000円

		000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
	(イ) 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000	94,300円

		平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの		
		当該部分の床面積 の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メ ートル未満のもの	149,000円	
		当該部分の床面積 の合計が10,00 0平方メートル以 上25,000平方 メートル未満のも の	188,000円	
		当該部分の床面積 の合計が25,00 0平方メートル以 上のもの	235,000円	
(㉞) (イ)以 外の非 住宅部 分の場 合	(イ)以 外の非 住宅部 分の場 合	モデル建物法 (一次エネル ギー消費量の 算出に用いる べき標準的な 建築物を用い て評価する方 法をいう。3 の項及び6の 項において同 じ。)による 場合	当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル未満の もの	102,000円
			当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上1, 000平方メート ル未満のもの	129,000円
			当該部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	171,000円
			当該部分の床面積 の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	276,000円
			当該部分の床面積	361,000円

					の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
				標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定したもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
				一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。3の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円

				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円	
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	変更計画提出又は変更計画通知のとき	(1) 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 ア 一戸建て住宅 イ ア (ア) 住宅部分 以外 の建築物		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4,100円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16,700円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	37,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方	66,500円	
					83,500円	

		メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円
(イ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000	165,000円

			0平方メートル以上のもの		
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
	イ ア以外の建築物	(7) 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上				84,800円	

	5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

		もの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
	(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上	22,200円

		2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合	(イ)モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000	193,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000	

					平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	
					当該部分の床面積 の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メ ートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積 の合計が10,00 0平方メートル以 上25,000平方 メートル未満のも の	304,000円
					当該部分の床面積 の合計が25,00 0平方メートル以 上のもの	357,000円
				標準入力法等 による場合	当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル未満の もの	186,000円
					当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上1, 000平方メート ル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積 の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積	531,000円

					の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円
4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表91の3の項に掲げる額の手数料を第30条第1項の規定に基づく建築エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査				認定申請のとき
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類と	ア	イ	ア	一戸建て住宅	5,800円
				イ	(7) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
						11,300円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
						23,800円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
						52,800円

して区長 が定める ものが提 出された 場合		当該部分の床面積 の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メ ートル未満のもの	94,700円
		当該部分の床面積 の合計が10,00 0平方メートル以 上25,000平方 メートル未満のも の	119,000円
		当該部分の床面積 の合計が25,00 0平方メートル以 上のもの	148,000円
	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル未満の もの	11,300円
		当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上1, 000平方メート ル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積 の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積 の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メ	149,000円

			メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
(2) (1)以外 の場合	ア 戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
イ 以外の建	(7) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満の	38,700円

建築物

	もの	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方	304,000円

		メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円

					もの	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,	334,000円

				000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円	
5	建築物	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認			
	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（申請する法律に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごと第31条に同表91の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する第1項の昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の規定に基づく建築エネルギー併せて建	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（申請する法律に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごと第31条に同表91の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する第1項の昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の規定に基づく建築エネルギー併せて建	定申請のとき			
	(1) 申請に	ア 一戸建て住宅			4,100円	
	物エネルギー併せて建	イ ア(7) 住宅部分		当該部分の床面積	8,000円	

ギー消費 性能向上 計画の変 更の認定 の申請に 対する審 査	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	以外の建築物	の合計が300平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円	
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
				当該部分の床面積	22,200円

			の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2) (1)以外 の場合	ア 一 戸建 て住 宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平	23,300円

			方メートル以上のもの	
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
イ ア 以外 の建 築物	(7) 住 宅部 分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
			当該部分の床面積	122,000円

					の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
			標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円

		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方	304,000円

	メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000	715,000円

					0平方メートル以上のもの	
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手続きの費用は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更を示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅			4,100円
			イ ア 以外 の 建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平	8,000円

			方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2) (1)以外の場合	ア	一 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平	15,100円

			方メートル以上のもの	
	仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
	標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
イ ア 以外 の建 築物	(7) 住 宅部 分	仕様基準又は 誘導仕様基準 による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
		仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平

					合	方メートル未満のもの	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
					標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
						当該部分の床面積の合計が2,000	161,000円

		平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	
		当該部分の床面積 の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メ ートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積 の合計が10,00 0平方メートル以 上25,000平方 メートル未満のも の	273,000円
		当該部分の床面積 の合計が25,00 0平方メートル以 上のもの	314,000円
	(イ) 非住宅部分の用途 が工場等のみの場合	当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル未満の もの	8,000円
		当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上1, 000平方メート ル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積 の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積 の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積	104,000円

		の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(7) (イ)以外の住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円

		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方	627,000円

					メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の2の項(2)のイの(ウ)、3の項(2)のイの(ウ)又は6の項(2)のイの(ウ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の4の項(2)のイの(イ)又は5の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額

とする。

- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の3の項(1)の規定により算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平

成28年政令第8号)第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の4の項の規定により算出した額とする。
- 10 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計

により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

1 1 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

1 2 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の2の項(1)のア若しくは(2)のア、3の項(1)のア若しくは(2)のア、4の項(1)のア若しくは(2)のア、5の項(1)のア若しくは(2)のア又は6の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。

1 3 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、この表の2の項(2)のイの(イ)、3の項(2)のイの(イ)又は6の項(2)のイの(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の91の2の項の改正規定（「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める部分に限る。）、同表91の4の項の改正規定（「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。）、同表91の5の項の改正規定（「第18条第16項」を「第1

8条第20項」に、「同条第19項」を「同条第28項」に改める部分に限る。)並びに同表91の6の項から91の8の項まで、125の3の項から125の5の項まで、128の3の項及び128の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。